

東大阪市中学生の塾代助成事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問回答書

番号	資料	ページ	項目	質問内容	回答
1	中学生の塾代助成事業業務委託公募型プロポーザル実施要領	4	4 公募手続 (4)参加表明書の提出 ①提出書類	「様式第1号 参加表明書には代表者印を押印すること」とありますが、入札参加資格者名簿に登録済みの場合は受任者印の押印でよろしいでしょうか。 また、その他様式も同様の処理でよろしいでしょうか。	東大阪市入札参加有資格者名簿において受任者を登録している場合は、受任者名義で記載のうえ、受任者印を押印してください。 その他様式についても同様の取扱いとします。
2	中学生の塾代助成事業業務委託公募型プロポーザル実施要領	7～8	4 公募手続 (7)企画提案書に基づくプレゼンテーション	プレゼンテーションにおいて電子機器の使用は不可とされていますが、事前に提出する企画提案書副本(20ページ以内)以外の紙資料(補足説明のためのA3図表やデモ画面の印刷物など)を、当日審査員に配付・提示することは認められますでしょうか。	中学生の塾代助成事業業務委託公募型プロポーザル実施要領に記載のとおり、プレゼンテーションは提出済みの企画提案書に基づき実施してください。 企画提案書以外の追加資料の配付及び提示は認めません。
3	企画提案書作成要領	2	(4)企画提案書(任意様式)の作成について ⑤構成及び見出し	企画提案書の構成が「1事業設計」「2事業方針」となっていますが、「1事業方針」「2事業設計」と順番を変更してもよろしいでしょうか。	企画提案書の構成については、企画提案書作成要領に沿って作成してください。 そのため、「1 事業設計」「2 事業方針」の順番は変更できません。
4	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	3～4	2 東大阪市中学生の塾代助成事業の概要 (4)助成額	「※①から③のいずれも、年度途中の10月から3月の間に新たに助成対象者となった場合は、上限額の2分の1を助成上限額とする。」とありますが、これは「助成対象者確定月を基準とする」のか「交付確定月を基準とする」のか、どちらでしょうか。	年度途中の10月から3月の間に新たに助成対象者となった場合は、中学生の塾代助成事業業務委託仕様書6(3)①に基づき作成した助成対象者等一覧について、市の確認を経て、当該年度に初めて助成対象者として確定した月を基準とします。なお、助成額及び助成内容については予算成立前であるため、変更となる場合があります。
5	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	3～4	2 東大阪市中学生の塾代助成事業の概要 (4)助成額	「※①から③のいずれも、年度途中の10月から3月の間に新たに助成対象者となった場合は、上限額の2分の1を助成上限額とする。」とありますが、「年度途中の4月から9月に対象者となった場合は全額、10月から3月に対象者となった場合は上限額の2分の1を助成する」という理解で合っていますでしょうか。	お見込みのとおり、現時点では、同一年度内において4月から9月の間に新たに助成対象者となった場合は年間助成上限額、10月から3月の間に新たに助成対象者となった場合は年間助成上限額の2分の1を上限とする想定です。なお、助成額及び助成内容については予算成立前であるため、変更となる場合があります。

東大阪市中学生の塾代助成事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問回答書

番号	資料	ページ	項目	質問内容	回答
6	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	3及び7	2 東大阪市中学生の塾代助成事業の概要 (3)助成対象者 6 業務内容 (3) 助成対象者等に関する業務	助成対象者は保護者とされ、交付額は世帯の中学生の人数に応じた額とされていますが、電子クーポンは世帯単位で合算して管理するのか、子ども個人単位に区分して管理するのか、市の想定をご教示ください。あわせて兄弟間での相互利用の可否もお示しください。	本事業における助成対象者は保護者であり、電子クーポンの交付額は助成対象世帯に属する中学生の人数及び学年に応じて決定します。現時点では、中学生の子ども個人単位に区分して管理することを想定しています。また、兄弟姉妹間での相互利用は想定していません。
7	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	4	2 東大阪市中学生の塾代助成事業の概要 (7)助成方法	「② 助成対象者は、電子クーポンシステムから電子クーポンの交付申請を行う。」とありますが、フォーム等別のシステムで交付申請を行う方法を提案しても構わないでしょうか。	本事業では、電子クーポンシステムによる電子クーポン交付申請を基本としています。 ただし、電子クーポンシステムと連携し、助成対象者等の利便性や運用効率化に資する方法であって、中学生の塾代助成事業業務委託仕様書及び電子クーポンシステム・ウェブサイト・フォームに係る技術仕様書に定める要件を満たす場合は、提案を妨げるものではありません。 なお、採否については提案内容を踏まえ判断します。
8	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	5	3 業務履行期間	「契約締結日から令和11年3月31日まで。」とありますが、「引継業務は業務履行期間内に終了させる」という理解で合っていますでしょうか。	本業務終了時のデータ移行及び引継ぎについては、業務履行期間内に実施することを基本としています。なお、具体的な引継方法及びスケジュールについては、事業の継続性及び円滑な移行を踏まえ、市と受託者で協議のうえ決定します。

東大阪市中学生の塾代助成事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問回答書

番号	資料	ページ	項目	質問内容	回答
9	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	5	5 業務スケジュール(予定)	「令和8年11月以降に【参画事業者関係】開拓・説明会等の実施(随時)、令和9年2月上旬以降に【参画事業者関係】募集・審査・登録開始」と記載がありますが、開拓・説明会から募集・登録開始までに期間が開き、参画事業者数が下がることを危惧しております。募集・審査・登録開始については、前倒しで11月以降から随時実施する運用でも問題ございませんでしょうか。	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書に記載しているスケジュールは予定であり、市及び受託者との協議により変更する場合があります。 提案にあたっては、参画事業者確保の観点から効果的と考えられるスケジュールを提案していただいて差し支えありません。なお、具体的な実施時期については、契約締結後に協議のうえ決定します。
10	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	6	6 業務内容 (2) 参画事業者の募集・開拓・審査・登録等に関する業務 ② 審査・登録等	(ウ)「受託者は、登録の可否を決定した場合は、その結果及び理由を対象事業所に連絡するとともに、登録を認めた場合は、参画事業者として登録を行うこと。また、審査結果については、市に対し定期的に報告するものとする。」とありますが、登録の可否について事業者に通知する前に貴市の承認は必要でしょうか。	参画事業者の登録審査については、受託者による審査及び登録可否の判断を基本としています。 ただし、判断に疑義がある場合や対応に慎重を要する案件については、市と協議のうえ対応するものとします。 なお、具体的な審査手順及び運用方法については、契約締結後に市と受託者で協議のうえ決定します。
11	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	6	6 業務内容 (2) 参画事業者の募集・開拓・審査・登録等に関する業務 ② 審査・登録等	「営業実態の確認が困難な事業所の実態調査」について、現地への「訪問調査」は必須要件でしょうか。 オンラインでの確認や代替手法での調査提案も評価の対象となりますか。	訪問調査を一律の必須要件とはしていません。 営業実態の確認が困難な事業所については、実態を適切に確認できる手法により調査を実施してください。なお、オンラインでの確認その他代替手法による提案も可能です。
12	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	7	6 業務内容 (3) 助成対象者等に関する業務	「対象者は3学年で約2,400名想定」とありますが、このうち年度内に異動等で新規または要件対象外となる対象者の目安は月ごとでどの程度発生する見込みかをご教示ください。	現時点において、年度内の異動等により新規又は要件対象外となる中学生の月ごとの人数については、具体的な想定をしておりません。
13	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	7	6 業務内容 (3) 助成対象者等に関する業務	対象者数は、2,400人の想定とされていますが、世帯数は、いくらになる想定でしょうか。	対象世帯数については、現時点では具体的な想定を設けておりません。

東大阪市中学生の塾代助成事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問回答書

番号	資料	ページ	項目	質問内容	回答
14	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	7	6 業務内容 (3) 助成対象者等に関する業務 ① 助成対象者の特定・抽出	「受託者は、市が毎月提供する助成対象世帯のデータを基に、当該月の助成対象者を特定し、市の承認を得たものを当該時点の助成対象者等一覧として取り扱う」とありますが、①以下の4種のデータをそれぞれで受領する理解でよろしいでしょうか。 ・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・東大阪市ひとり親家庭医療費助成制度の対象世帯 ・就学援助受給世帯 ②上記①の4種のデータの「受領時期」と「対象者特定の時点」は同じでしょうか。 ③受託者が当該月の助成対象者を特定したデータを貴市へ提出した後に、何日で承認されますでしょうか。	① 助成対象世帯のデータについては、中学生の塾代助成事業業務委託仕様書に定める助成対象者区分ごとに、4種のデータをそれぞれ提供する想定としております。 ② 助成対象者を特定する時点については、現時点では確定していません。 ③ 市による確認期間については、現時点では定めておりません。 なお、データの提供項目、形式、提供方法並びに対象者の特定・抽出の方法については、中学生の塾代助成事業業務委託仕様書のとおり、市と受託者との協議により決定するものとなります。
15	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	7	6 業務内容 (3) 助成対象者等に関する業務 ① 助成対象者の特定・抽出	「受託者は、市が毎月提供する助成対象世帯のデータを基に、当該月の助成対象者を特定」とありますが、以下の4種のデータには重複した助成対象者を検知するためのユニークキーはありますでしょうか。あれば、どのようなデータなのかもご教示ください。 ・生活保護受給世帯 ・児童扶養手当受給世帯 ・東大阪市ひとり親家庭医療費助成制度の対象世帯 ・就学援助受給世帯	助成対象者特定に必要な情報を提供予定です。提供するデータで助成対象者の特定及び重複確認が行えるようにする予定ですが、具体的なデータ項目については契約締結後に協議のうえ決定します。
16	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	7	6 業務内容 (3) 助成対象者等に関する業務 ② 助成対象者への通知	(イ)「当該年度に助成を受けており、要件を満たしているため次年度の助成の継続が可能な保護者(以下「継続助成対象者」という)に対し、進級等による助成資格の更新有無や辞退等に関する通知を行うこと」とありますが、継続助成対象者は、新規申請と同様の申請行為は必要でしょうか。	継続助成対象者については、進級等による助成資格確認及び辞退等に係る確認を行うことを想定しています。具体的な手続きについては、契約締結後に市と受託者で協議のうえ決定します。

東大阪市中学生の塾代助成事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問回答書

番号	資料	ページ	項目	質問内容	回答
17	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	7～8	6 業務内容 (3) 助成対象者等に関する業務	月途中の転出や生活保護廃止等による資格喪失が生じた場合、市から受託者へのデータ連携頻度と電子クーポンの利用停止処理までの想定リードタイムをご教示ください。	資格喪失に係るデータ連携頻度及び電子クーポンの利用停止処理までの具体的な運用については、契約締結後に協議のうえ決定します。なお、現時点では、中学生の塾代助成事業業務委託仕様書に記載のとおり、市から受託者へのデータ提供は毎月実施する想定としております。
18	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	7～8	6 業務内容 (3) 助成対象者等に関する業務	資格喪失時にデータ反映のタイムラグ間に過誤利用されたクーポン精算について、返還請求は行わない認識ですが相違ないでしょうか。	資格喪失時における過誤利用については、発生事由、利用時点における状況、事案の内容及び制度運営上の整理を踏まえて取扱いを定める予定です。なお、現時点においては、一律の取扱いを定めておりません。
19	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	7及び11	6 業務内容 (3) 助成対象者等に関する業務 ① 助成対象者の特定・抽出 8 その他、本事業の目的達成に必要な業務 (2) 市と受託者間のデータ連携	6(3)①(イ)市が毎月提供する助成対象世帯データについて、データ項目、ファイル形式、提供時期(毎月の日曜日)及び提供方法の現時点の想定をご教示ください。 また、8(2)データ連携について市側で既に利用可能な手段又は基盤があればお示しください。	データ項目、ファイル形式、提供時期(毎月の日曜日)及び提供方法については、契約締結後に協議のうえ決定します。なお、助成対象者の特定及び抽出に必要な情報については市から提供する予定です。 また、市と事業者のデータのやりとりについては、現時点で利用可能な手段はUSBによるものとなります。ただし、その他のデータ連携手法については、安全性、運用性及び情報セキュリティ等を踏まえ、契約締結後に協議のうえ決定します。提案を行う場合は、情報セキュリティ面で安全な電子的方法によるデータ連携を前提として提案してください。
20	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	8	6 業務内容 (3) 助成対象者等に関する業務 ③電子クーポン交付申請に係る確認等	(イ)「電子媒体の利用が困難なものへの対応」とありますが、対象者2,400人/年間に対して、何名程を想定されていますでしょうか。	現時点において、電子媒体の利用が困難な方の人数については、具体的な想定をしておりません。

東大阪市中学生の塾代助成事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問回答書

番号	資料	ページ	項目	質問内容	回答
21	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	8	6 業務内容 (3) 助成対象者等に関する業務 ③電子クーポン交付申請に係る確認等	「電子クーポンの交付申請」とありますが、申請する項目は何かを具体的にお教えてください。また各資格条件に対して証明書の添付が必要かをご教示ください。	電子クーポンの交付申請における具体的な申請項目及び添付書類等について、現時点では確定しておりません。申請項目、証明書類の要否その他の申請手続の詳細については、市が提供するデータとの整合性、助成対象者の利便性、事務処理の効率性等を踏まえ、契約締結後に市と受託者で協議のうえ決定します。
22	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	8	6 業務内容 (3) 助成対象者等に関する業務 ④ 電子クーポンの交付	(ア)「受託者は、③により助成対象者に該当することを確認できた保護者に対して、電子クーポンの交付を行うこと。」とありますが、市の確認を経た助成対象者等一覧の対象者であれば、原則、再度貴市に承認を得ずに通知を行ってもよろしいでしょうか。	市の確認を経た助成対象者等一覧に基づき、受託者が申請内容との照合を行い、助成対象者に該当することを確認した場合に、中学生の塾代助成事業業務委託仕様書に定める電子クーポン交付等の業務を実施することを想定しています。ただし、疑義が生じた場合その他個別に確認が必要な案件については、市へ報告し指示を仰ぐ運用を想定しています。なお、具体的な業務フロー及び運用方法については、契約締結後に、市と受託者で協議のうえ決定します。
23	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	8	6 業務内容 (3) 助成対象者等に関する業務 ④ 電子クーポンの交付	(イ)一括交付する電子クーポンの有効期間は年度末までとする想定か、年度内の未使用額を翌年度へ繰り越すことの可否についてもお示しください。	電子クーポンの有効期間は年度末までとする想定としております。また、年度内の未使用額を翌年度へ繰越すことは想定しておりません。
24	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	9～10	6 業務内容 (4)参画事業者からの電子クーポン請求額の審査・口座振込データ作成等	月次精算において、過誤請求や不正請求が発覚した場合、該当の参画事業者への返還請求実務や、翌月請求額からの相殺処理の業務は、受託者の業務範囲に含まれる想定でしょうか。	過誤請求又は不正請求が判明した場合の具体的な処理については、契約締結後に協議のうえ決定します。なお、受託者には中学生の塾代助成事業業務委託仕様書に定める確認業務及び審査業務等を適切に実施していただくことを想定しております。

東大阪市中学生の塾代助成事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問回答書

番号	資料	ページ	項目	質問内容	回答
25	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	10	7 事業運営支援 (1) アンケート調査の実施及び効果検証	アンケート調査において「電子クーポン交付未申請者等やオンラインでの回答が難しい者に対しては、郵送で実施すること」とありますが、この対象者抽出から郵送・回収に係る実費（印刷費・郵送費等）は、委託料に含まれる想定でしょうか。	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書及び各別紙に定める業務の履行に必要な経費については、すべて委託料に含むものとして見積りしてください。
26	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	10	7 事業運営支援 (2) コールセンターの開設及び問い合わせ対応等	コールセンターの月ごとの入電予想件数をご教示いただけますでしょうか。	現時点において、コールセンターの月ごとの入電件数については、具体的な想定をしておりません。
27	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	11	7 事業運営支援 (2) コールセンターの開設及び問合せ対応等	(ウ)「問い合わせ内容、対応状況及び対応結果を適切に記録・管理し、市の求めに応じて報告すること」とあるが、「通話内容の録音（通話録音機能の導入）」は必須要件でしょうか。また、録音を行う場合、音声データの最低保管期間や廃棄基準について特定の指定はございますでしょうか。	通話録音は必須要件ではありません。ただし、適切な対応履歴管理の観点による有効な手法を提案してください。録音の音声データ保存期間等については、本事業運営上最低限必要な期間のみとし、法令及び個人情報保護の観点から適切に管理してください。
28	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	11	8 その他、本事業の目的達成に必要な業務 (1) 周知広報	「(ア)各種窓口等で」とありますが、これは東大阪市役所や市役所に関係する窓口を指していますでしょうか。また、民間の私企業は含まれていないという理解でよろしいでしょうか。	主として、東大阪市役所及び東大阪市関係施設等を想定しています。 なお、助成対象者等への周知に資する方法について、提案を妨げるものではありませんが、助成対象者が限定される事業であることを踏まえ、具体的な実施方法については市と受託者で協議のうえ決定します。

東大阪市中学生の塾代助成事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問回答書

番号	資料	ページ	項目	質問内容	回答
29	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	11	8 その他、本事業の目的達成に必要な業務 (2)市と受託者間のデータ連携	市と受託者間の電子的データ連携について、具体的な接続手段として、市が指定する標準的な手法や、すでに他事業で稼働しているプラットフォーム等がございますでしょうか。もしくは、受託者からの提案に基づき決定する方針でしょうか。	市と事業者のデータのやりとりについては、現時点で利用可能な手段はUSBによるものとなります。ただし、その他のデータ連携手法については、安全性、運用性及び情報セキュリティ等を踏まえ、契約締結後に協議のうえ決定します。提案を行う場合は、情報セキュリティ面で安全な電子的方法によるデータ連携を前提として提案してください。
30	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	11	8 その他、本事業の目的達成に必要な業務 (2)市と受託者間のデータ連携	「電子的方法により行う」とありますが、LGWAN等の専用回線構築や、専用の物理媒体(セキュリティ便による輸送等)は必須要件でしょうか。セキュアなインターネット経由(クラウドストレージ等)でのデータ連携提案も可能でしょうか。	本事業においては、LGWAN等の特定手法を必須要件とはしていません。市と事業者のデータのやりとりについては、現時点で利用可能な手段はUSBによるものとなります。ただし、その他のデータ連携手法については、安全性、運用性及び情報セキュリティ等を踏まえ、契約締結後に協議のうえ決定します。提案を行う場合は、情報セキュリティ面で安全な電子的方法によるデータ連携を前提として提案してください。
31	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	13	10 人員体制等 (1)人員体制	すべての業務を総括して指揮監督する「運営責任者」及び担当業務を管理する「業務責任者」は、必ず選任すること。と記載がありますが、受託事業者の社員が運営責任者及び業務責任者として、事務局に常駐することは必須でしょうか。必須の場合は、他類似事業との責任者兼務等は可能でしょうか。	運営責任者及び業務責任者の常駐は必須要件としていません。ただし、本事業を円滑に遂行できる体制を構築することが必要です。他類似事業との兼務等について一律に制限するものではありませんが、本事業への十分な対応が可能な体制であることを企画提案書で示してください。

東大阪市中学生の塾代助成事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問回答書

番号	資料	ページ	項目	質問内容	回答
32	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	15	13 情報セキュリティ統制 (5)情報資産の引継ぎ及び終了時の管理 ①データ以降(引継ぎ)	履行期間終了時または次期受託者へのデータ移行において「指定する電子媒体及び紙媒体により提供」とありますが、引き渡す対象はCSV等の「データ」のみであり、受託者が提供するシステム自体のソースコード等の譲渡・納品は不要という認識で相違ないでしょうか。	履行期間終了時におけるデータ移行については、次期受託者等への事業継続に必要なデータを対象としています。 なお、受託者が本業務の受託以前から保有するシステム自体のソースコード等の知的財産権については受託者に帰属するものとします。 本業務において作成された成果物及び権利関係の取扱いについては、中学生の塾代助成事業業務委託仕様書17(7)によるものとし、詳細は契約締結時に整理するものとします。
33	中学生の塾代助成事業業務委託仕様書	18	17 その他の事項(7)	別紙1で既存パッケージシステム等の活用が認められていることから、受託者が本業務の受託以前から保有するプログラム著作権、汎用的技術及びノウハウに係る権利は受託者に留保され、本業務のために新たに作成した報告書・設計書等が市に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	受託者が本業務の受託以前から保有するプログラム、ソフトウェア、ノウハウその他の知的財産権については、受託者に帰属するものとします。 なお、本業務の履行過程で作成した成果物の取扱いについては、中学生の塾代助成事業業務委託仕様書17(7)のとおりとし、詳細は契約締結時に協議のうえ整理するものとします。
34	電子クーポンシステム・ウェブサイト・フォームに係る技術仕様書	1		生成AIやAIエージェントが含まれたサービスを活用してもよろしいでしょうか。 その場合、使用できる範囲をご教示いただけますでしょうか。 例)ポスター等の製作物への活用は不可。ボイスボットなどのサービス提供の機能に含まれる活用は可。など	個人情報保護等の法令、個人情報保護及び情報セキュリティ要件を満たし、かつ総務省及び経済産業省にて策定するAI事業者ガイドラインに即した範囲での利用提案は可能です。 なお、実際の利用の可否及び利用範囲については、提案内容を踏まえ、市において個別に判断します。
35	電子クーポンシステム・ウェブサイト・フォームに係る技術仕様書	2	2 共通仕様 (4)運用保守基本要件 【対象区分:A・B・C】 ②保守性	別紙1の 2(4)②ウにおけるバックアップの『一定期間保管』について、市として想定または推奨されているデータバックアップの最低保管期間(世代数)(例:過去14日分等)はございますでしょうか。あるいは、受託者の提案に基づき、システム運用保守計画の中で決定する方針でしょうか。	最低保管期間は定めていませんが、本事業運営上最低限必要な期間のみ保管することを想定しています。受託者の提案を踏まえ、運用保守計画の中で協議のうえ決定します。

東大阪市中学生の塾代助成事業業務委託公募型プロポーザルに係る質問回答書

番号	資料	ページ	項目	質問内容	回答
36	電子クーポンシステム・ウェブサイト・フォームに係る技術仕様書	3	2 共通仕様 (5)実装形態に応じた追加運用保守要件【対象：条件付き】 ①同等水準確保	別紙1の2(5)①に定める外部サービス(クラウドサービス含む)利用時の『事前の市の承認』にあたり、利用するクラウドサービス(IaaS/PaaS/SaaS)が『ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)』に登録されていること、または特定のセキュリティ認証(ISMS、プライバシーマーク等)を保持していることが必須要件となりますでしょうか。承認手続きにおける具体的な審査基準や必要となる書類があればご教示ください。	ISMAP登録や特定のセキュリティ認証(ISMS、プライバシーマーク等)を保持していることを必須要件とはしていません。ただし、十分な情報セキュリティ対策が講じられていることを説明できる資料を提出してください。
37	個人情報の取扱いに関する特記仕様書			個人情報をインターネットを利用して伝送する方法について、市が指定する手段はございますでしょうか。指定の手段が無い場合、提案は可能でしょうか。	本事業においては、LGWAN等の特定手法を必須要件とはしていません。データ連携手法については、安全性、運用性及び情報セキュリティ等を踏まえ、契約締結後に協議のうえ決定します。提案を行う場合は、情報セキュリティ面で安全な電子的方法によるデータ連携を前提として提案してください。
38	個人情報の取扱いに関する特記仕様書	3	第14条第2項	別紙2第14条第2項における『個人情報の消去・廃棄時の事前申請・承諾』について、システム運用に伴い日常的・自動的に行われるバックアップデータの古い世代の削除や、一時的に生成されるCSV等の処理用ファイルの自動消去についても、都度の事前書面申請および市の承諾が必要となるのでしょうか。	日常的かつ運用上必要な自動処理については、都度の事前書面申請及び市の承諾を想定していませんが、詳細な運用方法は契約後に協議します。
39	個人情報の取扱いに関する特記仕様書	3	第14条第4項	システム構築にクラウドサービス(AWS、Microsoft Azure、SaaS等)を利用する場合、別紙2第14条第4項に定める『電磁的記録媒体の物理的な破壊』の代替として、クラウド上でのデータ削除操作ログ、論理消去(暗号化キーの破棄やデータ上書き消去等)の実施報告書、およびクラウド事業者が発行するデータ消去に関するセキュリティホワイトペーパー等の提出をもって、完了報告(同条第5項)とすることは認められますでしょうか。	クラウドサービスの利用形態等を踏まえ、合理的に消去を証明できる資料等の提出をもって確認することを想定しています。詳細は、契約後に協議とします。